

安城市下水道事業経営戦略(案)パブリックコメントによる意見募集結果

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和6年4月1日(月)～令和6年5月1日(水)
- (2) 周知の方法 広報あんじょう(4月号)及び市公式ウェブサイト
- (3) 閲覧場所 下水道課、へきしんギャラクシープラザ(文化センター)、各地区公民館、市民交流センター、図書情報館(アンフォーレ内)※市公式ウェブサイトにも掲載。
- (4) 意見を提出できる人 ①市内に在住・在勤・在学している ②市内に事務所などを有する ③市内で活動している
①～③いずれかに該当する人
- (5) 意見提出方法 住所・氏名とご意見を記入し、持参か郵送、ファクス、電子メール、あいち電子申請・届出システムで下水道課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出人数 6名
- (2) 意見総数 67件
- (3) 提出方法 持参0件、郵送4件、ファクス0件、電子メール63件、あいち電子申請・届出システム0件
- (4) 結果の公表 広報あんじょう(7月号)、市公式ウェブサイト(令和6年7月10日から)
- (5) 閲覧期間 令和6年7月10日(水)～令和6年8月13日(火)
- (6) 閲覧場所 意見募集時と同じ

【意見区分】	
A:ご意見を受けて加筆・修正したもの	5件
B:ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの	2件
C:現行案とおりとしたもの	11件
D:案に関連する質問など	49件
計	67件

3 提出された意見及び市の考え方について

番号	計画書の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	経営戦略への反映	意見区分
1	2頁 2. 事業の概要 事業の現状	安城市の下水道事業として「公共下水道事業」以外に、「特定環境保全公共下水道事業」と「農業集落排水事業」があるとのことですが、この二つの事業は現状では、両方とも特定の地域・地区についてだけ適用されているようですが、特別扱いですか。 「特定環境保全公共下水道」が、市街化区域以外の区域において、公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるものであるならば、例えば、横山町横山と八左を通るファミリーマート横山南店とわかば内科の間の道路沿いには、医院や飲食店が多く軒を連ねていますが、このような大勢の人が集まる地区の衛生的な生活環境を実現するためには下水道事業の整備が必要だと思いますが、対象にはなりませんか。 また、「農業集落排水」は、農村地域(農業振興地域)において集落単位で整備を行う下水処理施設という説明がありますが、なぜ福釜東部地区だけが農業集落排水事業の整備が実施されているのですか。	本市の「特定環境保全公共下水道事業」は、水質汚濁が進んでいることから、市内で唯一、その周辺地域が愛知県から「生活排水重点対策地域」に指定されている油ヶ淵の水質改善を目的としている事業です。 また、「農業集落排水事業」についても、油ヶ淵の水質改善を目的として平成6年度に策定された行動計画「清流ルネッサンス21」に基づき、同年度に事業着手し、平成11年度から供用が開始され周辺集落の汚水処理を行っている事業です。このように、どちらの事業も市内において特に対策の必要がある、油ヶ淵の水質改善につなげるため行われているものです。	—	D
2	1頁 1. 経営戦略策定及び策定の趣旨 (1) 背景と目的	「下水道は、生活環境の快適性の向上及び自然環境を守るために欠くことのできない重要な都市基盤施設です。…… 令和6年1月に発生した能登半島地震では、上下水道をはじめとしたインフラに甚大な被害がありました。下水道サービスの安定的な事業継続の重要性を再認識し、本経営戦略に基づき着実に事業を進めてまいります。」との記載があります。 上記に記載の通りであると思います。維持管理(民間委託等)は別として、個人や民間でインフラを整備することはできませんので、行政課題として、最優先の課題として取り組んでいただきたい。	下水道本管の整備については、計画どおりに令和7年度末までの完了に向けて進捗しています。また、耐震化については、重要な幹線、緊急輸送路、避難所に接続する下水道施設等において計画的に実施し、令和9年度末までに概ね完了する予定です。	—	B
3	1頁 1. 経営戦略策定及び策定の趣旨 (1) 背景と目的	「本市の下水道事業は、令和元年度に地方公営企業法の財務規定などを適用し、企業会計に移行しました。国は令和8年度末までに下水道の整備を完了することを目指し、整備の時代から維持管理の時代への移行を推進しており、本市においても令和7年度末までに下水道の整備を完了する予定です。」との記載があります。 令和7年度末までに下水道の整備を完了し、地震にも耐える強靱な施設に強化・更新を早急に優先して進めていただきたい。	下水道本管の整備については、計画どおりに令和7年度末までの完了に向けて進捗しています。また、耐震化については、重要な幹線、緊急輸送路、避難所に接続する下水道施設等において計画的に実施し、令和9年度末までに概ね完了する予定です。	—	B
4	1頁 1. 経営戦略策定及び策定の趣旨 (1) 背景と目的 50頁 7. 経費回収率の向上に向けたロードマップ 図27経費回収率の向上に向けたロードマップ	「総務省においても、令和4年1月に、人口減少や将来の施設更新費用、物価上昇等を的確に反映したより質の高い経営戦略の策定を求める通知を发出しています。これらのことから、最新の情勢変化に合わせて投資・財政計画※1の見直しを行うとともに、上記の通知等を踏まえたより実効性のある内容とするため本経営戦略の改定を行うこととしました。」との記載があります。 50頁・図27経費回収率の向上に向けたロードマップに記載の「経営戦略改定」及び「使用料改定(平均改定率)」が具体的なアクション(目標値と日程)になるでしょうか、回答していただきたい。	経営戦略をより実効性のある内容とするため、27ページから29ページで投資・財政計画における「投資の目標」及び「財源の目標」を設定し、それらに基づく具体的な取組及び計画値算定にあたっての説明を記載しております。これらを基に令和6年度から令和15年度までの計画値を記載したものが投資・財政計画です。 また、経費回収率の向上に向けた具体的な目標値及び日程については、50ページに記載したロードマップに基づき計画的に進めていく予定です。	—	D

番号	計画書の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	経営戦略への反映	意見区分
5	1頁 1. 経営戦略策定及び策定の趣旨 (1) 背景と目的	「改定にあたっては、令和4年7月に安城市水道事業及び下水道事業審議会へ諮問を行い、令和6年 月に答申を受けるまでに計9回の審議会を開催し、幅広い知見からご意見をいただきました。また、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見なども踏まえつつ、本経営戦略の改定に至りました。」との記載があります。 パブリックコメントで出された意見を審議会で丁寧に検討されたうえで、市長へ答申していただきたい。 また「令和6年 月に答申を…」との記載ですが、「答申月(6月?)」を記載していただきたい。	パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえ、審議会で検討され市長へ答申されます。 また、ご指摘の答申時期については、今回お示している段階では、まだ答申が行われていないため、答申月を空欄にしております。施行の際は答申月を記載のうえ公表します。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、答申月を記載いたします。	A
6	1頁 1. 経営戦略策定及び策定の趣旨 (2) 計画期間 図1経営戦略の計画期間 50頁 7. 経費回収率の向上に向けたロードマップ 図27経費回収率の向上に向けたロードマップ	「本経営戦略の計画期間は令和6年度から令和15年度までの10年間とします。」との記載があります。「図27経費回収率の向上に向けたロードマップ」の計画期間には「中間」との記載があります。 図1と図27の記載内容の表現の整合性を図っていただきたい。	図27中、「中間」との記載の意味が不明確であったため、記載を削除いたします。また、「開始」及び「最終」の記載についても図1の表記と合わせて削除いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、記載を削除いたします。	A
7	2頁 2. 事業の概要 事業の現状	「本市の下水道事業は、公共下水道事業※2、特定環境保全公共下水道事業※3及び農業集落排水事業※4の3事業があります。……なお、雨水排除に関する事業は、建設部土木課が所管し、一般会計において実施しているため、本経営戦略は下水道事業会計において実施している汚水処理に関する事業を対象としています。」との記載があります。 多くの安城住民は私を含めて、下水道事業が上記に記載のような構造になっており、これを基に下水道使用料が徴収されることはご存じないのではと思います。今後、下水道使用料は増額されるものと見込まれます。下水道使用料改定の際には、単に使用料の改定額だけでなく、丁寧な住民への説明を実施していただきたい。	下水道使用料改定に対する住民の理解を得るには、下水道事業の必要性への理解が重要であると考えます。日ごろから下水道事業の必要性について周知に努めるとともに、下水道使用料の改定を行う際には丁寧な説明を行ってまいります。	—	D
8	2頁 2. 事業の概要 事業の現状	「現在、本市下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業では、衛生的で快適な生活環境を実現するため、令和5年度に策定した安城市汚水適正処理構想※7(以下、「汚水適正処理構想」という。)をもとに計画的に下水道の整備を進めており、国が示す「10年概成※8」に向け、令和7年度末までに整備を完了する予定です。また、地震による下水道施設の機能障害や影響を最小限にとどめるため、施設の耐震化を進めています。」との記載があります。 令和7年度末までの整備完了と共に、地震による下水道施設の機能障害や影響を最小限にとどめるための施設の耐震化を「最優先の行政課題」として進めていただきたい。 また、現在考えられている地震における下水道の想定被害はどの程度を見込んでいるのでしょうか、回答していただきたい。	下水道本管の整備については、計画どおりに令和7年度末までの完了に向けて進めています。また、耐震化については、重要な幹線、緊急輸送路、避難所に接続する下水道施設において、今後も計画的に実施し、令和9年度末までに概ね完了する予定です。 地震における下水道の想定被害については、平成26年度地震被害予測調査の結果を、安城市業務継続計画(地震災害対策編)のなかで、被害想定を記載してあり、管路延長約600kmのうち被害延長は約30km、そして下水機能支障人口の最大人数は、被災から1日後に約9万7千人を想定しています。	—	D
9	11頁 3. 経営資料による現状分析 (1) 下水事業全体の現状分析 1) 経営の健全性 ① 有収率	「「①有収率」は、数値が高いほど使用料収入の対象とならない不明水※28が少なく、効率的であることを表す指標です。令和4年度における本市の同比率は、97.3%であり、全国及び類似団体(全国)平均より高い水準を維持していますが、今後も指標の動向を注視していく必要があります。」との記載があります。 不明水が発生する原因は何でしょうか、これをゼロに近づけるための施策はあるのでしょうか、あるいは、費用対効果の視点から、この程度の不明水はやむをえないレベルなのでしょうか、回答していただきたい。	不明水が発生する原因としては、主に2つの原因が挙げられます。1つ目は、雨水の侵入、2つ目は、地下水の侵入です。次に、不明水をゼロに近づける施策として、不明水に関する調査を実施し、原因箇所を補修することや、下水道施設の修繕・改築を計画的に実施します。 現状、本市の不明水の比率は、過年度から急な増加を確認していないことから、許容レベルであると認識していますが、今後、不明水の増加も懸念されることから、長期的に施策を講じていきます。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	経営戦略への反映	意見区分
10	11頁 3. 経営資料による現状分析 (1) 下水事業全体の現状分析 1) 経営の健全性 ② 経常収支比率	「②経常収支比率」は、使用料収入や一般会計からの補助金などの収益が、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表す指標で、単年度の収支が、黒字となっていることを示す100%以上にすることが望ましいとされています。令和4年度における本市の同比率は96.4%ですが、全国及び類似団体(全国)平均と比べて、低い水準です。なお、収支を保つために、必要額を一般会計からの補助により補われていることから、経営の改善に向けて、費用の削減や使用料収入の確保などに取り組む必要があります。」との記載があります。 「全国及び類似団体(全国)平均と比べて低い水準です。」とのことですが、その原因は何でしょうか、下水道使用料が低額に抑えられているためでしょうか、回答していただきたい。	本市の下水道事業は使用料収入だけでは賄えておらず、不足分を一般会計から繰り入れています。 経常収支比率における収入には、使用料収入だけでなく一般会計からの補助金収入も含まれますが、本市は、経常収支外の特別損益も含めた不足分を一般会計から補助金として繰り入れています。 したがって、特別利益が多く発生する年度は経常収支比率が100%を下回ります。 本来は、一般会計補助金に依存せずに経常収支比率を100%以上にすることがありますが、これが実現できていない主な原因は下水道使用料が低いためであると考えられます。	-	D
11	11頁 3. 経営資料による現状分析 (1) 下水事業全体の現状分析 1) 経営の健全性 ③ 流動比率	「③流動比率」は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などの状況を表しています。令和4年度における本市の同比率は、52.7%で、全国平均より、20.7ポイント低く、類似団体(全国)平均より、0.6ポイント高い水準です。企業債残高は減少傾向であるため徐々に改善していくことが見込まれますが、今後も計画的な借入により債務の増加を防ぐなど、経営改善に努める必要があります。」との記載があります。 「全国平均より、20.7ポイント低く、類似団体(全国)平均より、0.6ポイント高い水準」とのことですが、これは企業債残高が高いためでしょうか、それ以外の原因があるのでしょうか、また、適切な流動比率はどの程度であると考えられているのでしょうか、企業債残高ゼロが必ずしも最適値ではないのではと思われませんが、回答していただきたい。	流動比率が低い水準となっているのは、企業債に係る流動負債が大きいためです。企業債残高及び償還額は減少傾向であるため、同比率は徐々に良化するものと考えられます。また、適切な流動比率につきましては100%以上と言われています。1年以内に支払うべき債務以上に、1年以内に現金化できる資産があることで支払い能力があることとなります。	-	D
12	12頁 3. 経営資料による現状分析 (1) 下水事業全体の現状分析 1) 経営の健全性 ④ 企業債残高対事業規模比率	「④企業債残高対事業規模比率」は、使用料に対する企業債残高の割合を表す指標で、比率が低いほど望ましいとされています。令和4年度における本市の同比率は、569.2%であり、全国及び類似団体(全国)平均と比べて、低い水準です。企業債残高は減少が見込まれますが、一般会計負担分の見込みが減少しているため同比率は増加傾向となっています。過度に比率が高くならないよう、指標の動向を注視していく必要があります。」との記載があります。 「過度に比率が高くならないよう、指標の動向を注視していく必要があります。」とのことですが、具体的にはどのようなオペレーションを実施して過度に比率が高くならないようにするのでしょうか、回答していただきたい。	企業債残高は平成17年度をピークに年々減少してきています。 これは企業債の償還額が借入額を上回っていることによるものです。 今後は、企業債残高の減少傾向を維持しつつ、使用料改定により、一般会計負担分に頼らず、安定した使用料収入を増やすことにより同比率が過度に高くならないように運営していくことが必要であると考えています。	-	D
13	12頁 3. 経営資料による現状分析 (1) 下水事業全体の現状分析 1) 経営の健全性 ⑤ 経費回収率 50頁 7. 経費回収率の向上に向けたロードマップ 図27経費回収率の向上に向けたロードマップ	「⑤経費回収率」は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標で、経費が回収できていることを示す100%以上にすることが望ましいとされています。令和4年度における本市の同比率は、65.4%であり、全国及び類似団体(全国)平均と比べて、低い水準です。この使用料で賄うことができている経費は、一般会計からの補助金などにより補われていることから、今後、汚水処理費の削減及び接続促進による使用料収入の確保、適正な使用料の設定について検討を行うことなどにより、経費回収率の向上に取り組む必要があります。」との記載があります。 図27の経費回収率によれば、R4:65%、R10:90%、R15:100%となっていますが、このような目標を設定されているのは、急激な下水道使用料の値上げを避けるためでしょうか、回答していただきたい。	市民生活への影響を考慮しつつ、計画的に経費回収率の向上を図るため、3段階で改定を行う計画としています。	-	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	経営戦略への反映	意見区分
14	12頁 3. 経営資料による現状分析 (1) 下水事業全体の現状分析 2) 経営の効率性 ⑥ 汚水処理原価	「⑥汚水処理原価」は、有収水量1m3あたりの汚水処理に要した費用を表す指標で、低いほど望ましいとされています。令和4年度における本市の同原価は、147.0円であり、全国平均より、8.7円高く、類似団体(全国)平均より、18.8円低い水準です。今後、汚水処理費の削減や有収水量の増加など、経営の改善に向けて取り組む必要があります。」との記載があります。 「本市の同原価は、147.0円であり、全国平均より、8.7円高く、類似団体(全国)平均より、18.8円低い水準です。」とありますが、このような原価となっている理由は何でしょうか、また、全国平均が低く、類似団体(全国)平均が高くなるのはなぜでしょうか、回答していただきたい。	汚水処理原価は汚水処理費を年間有収水量で除して算出されます。 規模が大きく人口密度の高い団体は効率的な維持管理が可能なことなどから、汚水処理原価は低くなる傾向にあります。全国平均は、全国の汚水処理費の合計を全国の年間有収水量の合計で除して算出しており、規模が大きく人口密度の高い団体の影響を大きく受けることになり、本市より低い水準となっていると考えられます。 類似団体については本市と同区分となっている団体数が少ない(本市以外に1団体のみ)ため、当該団体の影響を大きく受け、本市より高い水準となっています。	—	D
15	12頁 3. 経営資料による現状分析 (1) 下水事業全体の現状分析 2) 経営の効率性 ⑦ 接続率	「⑦接続率」は、下水道の処理区域内人口のうち、実際に下水道へ接続して汚水を処理している人口の割合を表す指標で、高いほど望ましいとされています。令和4年度における本市の同比率は、92.4%であり、全国平均より、3.4ポイント低く、類似団体(全国)平均より、1.5ポイント高い水準です。今後、啓発活動の推進などにより、更なる接続率の向上に取り組む必要があります。」との記載があります。 「本市の同比率は、92.4%であり、全国平均より、3.4ポイント低く、類似団体(全国)平均より、1.5ポイント高い水準です。」とありますが、接続されていない理由は何でしょうか、また、接続されていない下水はどのように処理されているのでしょうか、また、全国平均が低く、類似団体(全国)平均が高くなるのはなぜでしょうか、回答していただきたい。	下水道に接続されていない理由は、接続に必要な工事費用が調達できないなどの経済的理由や、近々建物の撤去、改築を予定している場合、空家等で汚水を流さない場合などがあげられます。 下水道に接続されていない場合の汚水については、主に浄化槽で浄化され放流されています。 接続率が全国平均より低く、類似団体平均より高くなっている理由については、要因の一つとして供用開始後の経過年数が挙げられます。類似団体の区分は供用開始後の経過年数が30年以上と30年未満で分かれており、本市は令和4年度時点で供用開始後30年目となっています。供用開始後30年以上の団体が多い全国平均よりは接続率が低く、供用開始後30年未満の類似団体の中では年数が長い分、接続率が高くなっているものと考えられます。	—	D
16	12頁 3. 経営資料による現状分析 (1) 下水事業全体の現状分析 3) 老朽化の状況 ⑧ 有形固定資産原価償却率	「⑧有形固定資産減価償却率」は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、高いほど老朽化が進んでいることを表しています。令和4年度における本市の同比率は、10.8%であり、全国及び類似団体(全国)平均と比べて、低い水準です。今のところは、老朽化が顕著に進行している状態ではありませんが、将来に備え、今のうちから定期的に下水道施設の点検などを行い、老朽管の改築や更新及び下水道施設の耐震化を計画的に進めるなど適切に管理を行う必要があります。」との記載があります。 「本市の同比率は、10.8%であり、全国及び類似団体(全国)平均と比べて、低い水準です。」とありますが、大規模な地震発生の際、下水道の幹線施設が機能不全になれば下水を流すことができなくなります。上下水道は個人では個別には長期間の対応は困難です。行政課題として最優先で取り組んでいただきたい。	「⑧有形固定資産減価償却率」は、高いほど老朽化が進んでいることを表していますので、本市は他市と比べて老朽化が進んでいないこととなります。しかしながら、将来的には老朽管の更新が急増することが見込まれるため、費用の低減と平準化を図りながら修繕・改築を計画的に実施します。 また、大規模地震の発生に際し、その被害を最小限にとどめるため、機能不全に陥ると社会的な影響の大きい、重要な幹線や緊急輸送路等に埋設されている管路施設、避難所に接続する管路施設等の耐震化について、計画的に実施します。	—	D
17	18頁 4. 将来の事業環境 (1) 人口の予測 処理区内の人口	「処理区域内の人口は、令和7年度末までに下水道の整備を完了する予定であるため、それまでは処理区域の面積の拡大に伴い年々増加していくことが予測されます。しかし、令和8年度以降については、行政人口の予測から緩やかな増加となり、令和10年度の163,121人をピークに、その後は徐々に減少することが予測されます。」との記載があります。 安城市の人口は既に減少傾向にあると思いますが、安城市内でも処理区域内の人口は増加する一方で、処理区域外では大幅に人口が減少し、コンパクトシティの状態に近づいていくと想定されているのでしょうか、回答していただきたい。	安城市の行政人口は、第9次安城市総合計画において令和9年度まで増加する見込みとしています。 処理区域内人口の予測は、令和7年度の下水道整備完了までの処理区域の面積拡大と、第9次安城市総合計画の人口推計を基に推計を行っており、ご指摘のようなコンパクトシティ化による処理区域内と処理区域外での増減傾向の違いを想定したものではありません。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	経営戦略への反映	意見区分
18	18頁 4. 将来の事業環境 (1)人口の予測 接続人口	「接続人口は、実際に下水道に接続した人口であることから、前述の処理区域内人口とは異なり、令和10年度に153,630人となった以降も徐々に増加し、令和20年度にピークの156,457人となることと予測されます。」の記載があります。 処理区域内の人口は、令和10年度でピークに達しても下水道への接続は徐々に進められるため、接続人口のピークは令和20年になると推計しております。 また、下水道の接続に係る工事資金の調達が困難な場合や、近いうちに建物の撤去・改築をする場合など、特別な事情のある場合は、接続まで期間を要する場合がありますものと考えられます。	処理区域内の人口は、令和10年度でピークに達しても下水道への接続は徐々に進められるため、接続人口のピークは令和20年になると推計しております。 また、下水道の接続に係る工事資金の調達が困難な場合や、近いうちに建物の撤去・改築をする場合など、特別な事情のある場合は、接続まで期間を要する場合がありますものと考えられます。	—	D
19	19頁 4. 将来の事業環境 (2)有収水量の予測	「有収水量は接続人口に伴い増減します。令和10年度の有収水量は15,934千m ³ であり、その後も徐々に増加し、令和15年度にピークの16,116千m ³ となることと予測されます。」との記載があります。 接続人口のピークが令和20年であるにもかかわらず、有収水量のピークが令和15年となる理由はなぜでしょうか、回答していただきたい。	節水機器の普及等により1人当たり使用水量が年々減少しているため、接続人口がピークに至る前に、有収水量が減少に転じるものと見込んでいます。	—	D
20	20頁 4. 将来の事業環境 (3)使用料収入の予測 ア 下水道使用料のあり方 50頁 7. 経費回収率の向上に向けたロードマップ 図27経費回収率の向上に向けたロードマップ	「使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す経費回収率は、現行の使用料体系では65%前後で推移する見込みです。これまで経費回収率を向上させるため、計画区域の見直しや組織の一部統合による職員数の削減など様々な経費削減の取組を行ってきており、今後も更に取組を進めていく予定です。しかしながら、今後、施設の老朽化対策、気候変動や大規模災害への備え、将来的な人口減少や水需要の減少が見込まれる中で、使用料の改定が不可欠な状況です。」との記載があります。 「使用料の改定が不可欠な状況です」となる最大の要因は「経費回収率」R4:65%⇒R10:90%⇒R15:100%を達成するためでしょうか、あるいは他の要因ででしょうか、回答していただきたい。	地方公営企業である下水道事業は、地方財政法及び地方公営企業法の規定に基づき、使用料収入をもって経営を行う「独立採算制」を基本原則としています。 この原則に基づき、汚水処理にかかる経費をどれだけ使用料収入で賄えているかを示す「経費回収率」について、その向上を図るために使用料の改定が必要であると考えています。	—	D
21	20頁 4. 将来の事業環境 (3)使用料収入の予測 イ 下水道使用料体系	「本市の使用料体系は基本使用料と従量使用料で構成される二部使用料制となっています。下水道事業では、汚水処理費のうち固定的経費について、基本使用料で回収することが本来的には望ましいとされていますが、本市における汚水処理費総額に対する基本使用料での回収率は約16%、使用料収入総額に対する基本使用料の割合は約24%と、基本使用料の割合が非常に低い水準となっています。」との記載があります。 「基本使用料の割合が非常に低い水準となっています。」とありますが、どのような理由で非常に低い水準となっているのでしょうか、少量利用者に対する配慮でしょうか、今後、経費回収率100%に向けた使用料の改定に際して、基本使用料と従量使用料の比率は変更されるのでしょうか、また、固定的経費を100%基本使用料で賄うことは現実的なアクションなのでしょうか、回答していただきたい。	現行の使用料体系は、生活に必要な一般家庭における排水に係る使用料を安価にするため、基本使用料を低い水準としています。 しかしながら、今後も継続して下水道サービスを提供し続けるためには、安定した使用料収入が必要であり、使用料収入における基本使用料の比率について、まずは全国平均である30%以上となるよう、1段階目の改定において基本使用料の増額を実施する計画としています。 固定的経費を100%基本使用料で賄うことは現実的かということについては、下水道事業は、費用に占める固定的経費の割合が極めて高いため、これをすべて一律の基本使用料で回収すると著しく高額となり、小口使用者の負担が大きくなるという問題があるため、従量使用料と基本使用料のバランスをとることが必要であると考えています。	—	D
22	21頁 4. 将来の事業環境 (3)使用料収入の予測 ウ 近隣市の使用料	「令和5年4月1日現在、本市の基本使用料は、図17に示すとおり、近隣市と比較しても非常に低い水準にあることがわかります。また、使用水量別の使用料(基本使用料+従量使用料)についても、図18に示すとおり、いずれの区分においても低い水準となっています。」との記載があります。 「いずれの区分においても低い水準となっています」とありますが、その理由はどこにあるのでしょうか、「汚水処理原価」が低いからでしょうか、回答していただきたい。	近隣市と比較して低い水準となっている理由については、本市の下水道が平成5年の供用開始以来、30年経過した現在に至るまで一度も使用料が改定をされていないことも要因となっているものと考えます。 図17では、供用開始以来改定を行っていない3市の基本使用料が、改定を行っている5市と比べて低くなっています。	—	D

番号	計画書の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	経営戦略への反映	意見区分
23	22頁 4. 将来の事業環境 (3) 使用料収入の予測 エ 使用料改定案 「段階的改定」について 50頁 7. 経費回収率の向上に向けたロードマップ 図27経費回収率の向上に向けたロードマップ	「使用料改定が不可欠な状況の中、本経営戦略においては、以下の使用料改定案を投資・財政計画に反映させることとします。 「段階的改定」について 市民生活への影響を考慮しつつ、計画的に経費回収率の向上を図るため、3段階で改定を行う計画とします。1段階目の改定は令和7年度を予定し、改定の間隔は3年間程度とします。」との記載があります。 「市民生活への影響を考慮しつつ」とあり、一方、図27の「平均改定率」R10:約20%⇒R15:約11%との記載がありますが、R7の記載がありませんが、「経費回収率」R4:65%⇒R10:90%⇒R15:100%を考え合わせると、R7に相当高い平均改定率が予想されますが、どの程度を考えられているのかを回答していただきたい。	1段階目の改定である令和7年度の平均改定率は15%程度と想定しています。	—	D
24	22頁 4. 将来の事業環境 (3) 使用料収入の予測 エ 使用料改定案 「基本使用料」について 50頁 7. 経費回収率の向上に向けたロードマップ 図27経費回収率の向上に向けたロードマップ	「基本使用料」について 使用料収入における基本使用料の割合が非常に低く、不安定な使用料体系となっているため、1段階目の改定においては基本使用料の増額による経営安定化を優先して実施します。そのために、まずは基本使用料割合が全国平均である30%以上となるよう、450円/1か月(税抜)から700円/1か月(税抜)への改定を実施する予定です。」との記載があります。 「まずは基本使用料割合が全国平均である30%以上となるよう、450円/1か月(税抜)から700円/1か月(税抜)への改定を実施する予定です。」とのことですが、令和7年度は基本料のみで従量使用料は改定しないということでしょうか、また、固定的経費の割合がどのように変わる(改善)されるのでしょうか、回答していただきたい。	お見込みのとおり、本計画書では、1段階目の令和7年度の改定においては基本使用料の増額のみとしています。 また、改定後の使用料収入における基本使用料の割合については22ページの図20のとおり、33.1%程度となる見込みです。なお、使用料改定により固定的経費の割合に変化はありません。	—	D
25	22頁 4. 将来の事業環境 (3) 使用料収入の予測 エ 使用料改定案 「従量使用料」について	「従量使用料」について 2段階目以降の改定においては、基本使用料の更なる改定に加え、従量使用料の改定を実施する計画案とします。具体的な使用料体系については、改定前に直近の状況を踏まえて検討を行うこととし、小口・大口それぞれの使用者への影響、経営安定化の観点などを考慮したうえで、適正な体系となるよう慎重に検討を進めていく予定です。」との記載があります。 平均改定率R10:約20%⇒R13:約11%となるように基本使用料と従量使用料のバランスを考えて改定するということでしょうか、回答していただきたい。	使用料改定にあたっては、改定前に直近の状況を踏まえて、基本使用料と従量使用料のバランスも含めて検討します。	—	D
26	23頁 4. 将来の事業環境 (3) 使用料収入の予測 オ 使用料収入の予測	「使用料収入は、現行体系ではほぼ横ばいで推移しますが、使用料改定案では、令和7年度の改定(1段階)で1,695,281千円、令和10年度の改定(2段階)で2,164,141千円、令和13年度の改定(3段階)で2,310,121千円と予測します。」との記載があります。 上記の使用料改定が実施できれば、経費回収率R4:65%⇒R10:90%⇒R15:100%を実現できるということでしょうか、回答していただきたい。	現時点の試算では、令和15年度までの計画期間内に経費回収率100%を達成する見込みです。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	経営戦略への反映	意見区分
27	24頁 4. 将来の事業環境 (4)一般会計繰入金の予測	「使用料改定案を反映した一般会計繰入金の予測を行いました。収益的収支は令和7年度以降、段階的に使用料改定を行うことで、基準外繰入金が減少します。資本的収支は料金改定による繰入金の変動はありませんが、令和7年度の面整備事業完了に伴い基準外繰入金が減少していく見込みです。」との記載があります。 「基準外繰入金が減少していく見込みです。」とありますが、具体的にどの程度減少が見込まれるのでしょうか、回答していただきたい。	収益的収支では、令和7年度以降、段階的に使用料改定を行うことで基準外繰入金が減少していき、令和13年度以降はなくなる見込みです。 資本的収支では、令和7年度の面整備事業完了に伴い基準外繰入金が減少し、令和9年度以降はなくなる見込みです。 なお、一般会計繰入金の見込みについては以下のページに記載しています。 ・24ページ 図23, 図24 ・30ページ 図25 ・31ページ 図26 ・34,35,38,39,42,43ページ 「〇他会計繰入金」	—	D
28	25頁 4. 将来の事業環境 (5)施設の見通し ア 管路施設	「汚水適正処理構想に基づき、令和7年度末までに整備を完了することを目指します。供用開始から30年が経過しましたが、法定耐用年数は50年とされており、法定耐用年数を超える管路施設はありません。しかしながら、将来的には老朽管が急増することが見込まれるため、令和4年度に策定した安城市下水道施設ストックマネジメント計画※29に(以下、「ストックマネジメント計画」という。)に基づき、費用の低減と平準化を図りながら計画的な修繕・改築を実施します。」との記載があります。 「費用の低減と平準化を図りながら計画的な修繕・改築を実施します。」とある通り、管路施設の老朽化を遅らせる修繕・改築を実施していただきたい。従来とは異なる長寿命化技術があれば回答していただきたい。	民間企業による新たな技術の開発が進んでいるため、施工箇所ごとに経済的・効率的な工法を選択し、今後とも計画的に修繕・改築を実施します。 なお、長寿命化の最新技術や資材については、常に最新情報を収集し、導入検討を行っていますが、導入には至っていません。	—	D
29	25頁 4. 将来の事業環境 (5)施設の見通し イ ポンプ場	「ポンプ場内の機械・電気設備の耐用年数は、マンホールポンプ同様に10年から20年と短いこと「計画的な修繕・改築を実施します。」との記載が計画的な修繕・改築を実施します。」 「計画的な修繕・改築を実施します。」とある通り、ポンプ場の老朽化を遅らせる修繕・改築を実施していただきたい。従来とは異なる長寿命化技術があれば回答していただきたい。	民間企業による新たな技術の開発が進んでいるため、施工箇所ごとに経済的・効率的な工法を選択し、今後とも計画的に修繕・改築を実施します。 なお、長寿命化の最新技術や資材については、常に最新情報を収集し、導入検討を行っていますが、導入には至っていません。	—	D
30	25頁 4. 将来の事業環境 (5)施設の見通し ウ 処理場	「維持管理の効率化を図るため、広域化・共同化の取組として、令和9年度までに、現在の農業集落排水を公共下水道及び特定環境保全公共下水道へ接続し、処理場を廃止する予定です。」との記載があります。 「計画的な修繕・改築を実施します。」とある通り、処理場の老朽化を遅らせる修繕・改築を実施していただきたい。従来とは異なる長寿命化技術があれば回答していただきたい。	処理場(福釜東部浄化センター)については、令和9年度までに廃止する予定ですので、それ以降は修繕・改築を実施する予定はありません。	—	D
31	25頁 4. 将来の事業環境 (5)施設の見通し エ マンホールポンプ	「機械・電気設備の耐用年数が10年から20年と短いことから、適切な維持管理を行いながら、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築を実施します。」との記載があります。 「計画的な修繕・改築を実施します。」とある通り、マンホールポンプの老朽化を遅らせる修繕・改築を実施していただきたい。従来とは異なる長寿命化技術があれば回答していただきたい。	民間企業による新たな技術の開発が進んでいるため、施工箇所ごとに経済的・効率的な工法を選択し、今後とも計画的に修繕・改築を実施します。 なお、長寿命化の最新技術や資材については、常に最新情報を収集し、導入検討を行っていますが、導入には至っていません。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	経営戦略への反映	意見区分
32	25頁 4. 将来の事業環境 (6)組織の見通し	「令和5年4月1日現在の下水道課は、事務職員9人、技術職員13人の計22人で運営しています。今後は、下水道の普及拡大に伴う維持管理業務の増加や管路施設の整備の概成による建設工事の減少などが予想され、事業量に適した人員管理を行います。」との記載があります。 「令和5年4月1日現在の下水道課は、事務職員9人、技術職員13人の計22人で運営しています。」とのことですが、これは同規模の下水道事業と比較してほぼ同規模の人員ででしょうか、回答していただきたい。	統計資料の都合上、公共・特環・農集のうち公共のみで比較した場合、本市の令和4年度末現在の職員数は以下のとおり非常に少ない人数となっています。 ・本市 21人 ・類似団体平均 30人 ※類似団体:処理区域内人口10万人以上、処理区域内人口密度50人/ha以上75人/人未満、供用開始後30年未満の団体 ・処理区域内人口14万人以上15万人未満の団体の平均34人 ※本市の処理区域内人口:143,146人	—	D
33	26頁 5. 経営の基本方針 経営方針	「地方公営企業である下水道事業は、使用料収入をもって経営を行う「独立採算制」を基本原則としています。今後、施設の老朽化対策、気候変動や大規模災害への備え、将来的な人口減少、節水機器の普及や節水意識の高まりによる水需要の減少など、経営環境が厳しさを増していくことが見込まれる中で、下水道サービスの安定的な継続のためには、経営の健全化に向けて不断の取組が必要となります。本計画では、取組を進めていくため、以下の2つの基本方針を定めました。①維持管理の効率化 ②財源の適正化」との記載があります。 「地方公営企業である下水道事業は、使用料収入をもって経営を行う「独立採算制」を基本原則としています。」とありますが、「基準内繰入金」の解消を目指さない理由はなんでしょうか、回答していただきたい。	基準内繰入金とは、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に対する繰入金のことであり、その基準は国が定めています。地方公営企業法において、当該経費は一般会計等が負担するものとされているため、基準内繰入金については継続して繰り入れていく予定です。	—	D
34	27頁 6. 投資・財政計画(収支計画) (1)策定にあたっての説明 1)投資についての説明 投資の目標	「下水道未普及早期解消のため、令和7年度末までに整備を完了させることを目指します。また、今後急増が見込まれる下水道施設の老朽化対策として、改築・更新にあたっては費用の低減及び平準化に取り組むとともに、重要な幹線や緊急輸送路等に埋設されている下水道施設については、令和9年度までに耐震化の完了を目指します。広域化・共同化の取組として、令和9年度までに農業集落排水を公共下水道へ接続し、処理場を廃止することを目指します。」との記載があります。 「令和7年度末までに整備を完了させることを目指します。」とありますが、最優先で必達していただきたい。 「令和9年度までに耐震化の完了を目指します。」とありますが、最優先で必達していただきたい。なお、この耐震化でどの程度までの地震であれば、どの程度の被害で収まるのでしょうか、回答していただきたい。	下水道本管の整備については、計画どおりに令和7年度末までの完了に向けて進めています。また、耐震化については、重要な幹線、緊急輸送路、避難所に接続する下水道施設等において、今後も計画的に実施し、令和9年度末までに概ね完了する予定です。地震における下水道の想定被害については、平成26年度地震被害予測調査の結果を、安城市業務継続計画(地震災害対策編)のなかで、被害想定を記載してあるとおり、全延長の内、5%の被害で収まる見込みです。	—	D
35	29頁 6. 投資・財政計画(収支計画) (1)策定にあたっての説明 3)財源についての説明 財源の目標	「下水道サービスの安定的な継続のために必要となる財源の確保に努めます。維持管理の効率化の取組を継続して実施することと併せて、下水道使用料の段階的な改定を行うことで経費回収率の向上を目指します。また、これにより一般会計繰入金のうち基準外繰入金の解消を目指します。」との記載があります。 「下水道使用料の段階的な改定を行うことで経費回収率の向上を目指します。」とのことですが、これは図27に経費回収率100%を目指します。」と同じ内容でしょうか、回答していただきたい。 「一般会計繰入金のうち基準外繰入金の解消を目指します。」とのことですが、「基準内繰越金」の解消を目指さない理由は何でしょうか、回答していただきたい。	お見込みのとおり、経費回収率100%を目指すことと、基準外繰入金の解消を目指すことは同じ趣旨の目標です。 また、基準内繰入金とは、地方公営企業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に対する繰入金のことであり、その基準は総務省により定められます。地方公営企業法において、当該経費は一般会計等が負担するものとされているため、基準内繰入金については継続して繰り入れていく予定です。	—	D

番号	計画書の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	経営戦略への反映	意見区分
36	29頁 6. 投資・財政計画(収支計画) (1)策定にあたっての説明 3)財源についての説明 財源の目標 計画期間以降	「計画期間以降も少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施していくこととします。」との記載があります。 「計画期間以降も」とありますが、令和16年以降という意味でしょうか、回答していただきたい。	お見込みのとおり、令和16年度以降も少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施していくこととします。	—	D
37	29頁 6. 投資・財政計画(収支計画) (1)策定にあたっての説明 3)財源についての説明 財源の目標 下水道使用料の技術的な策定	「本経営戦略の計画期間では資産維持費※33は計上せず、導入する時期や算定方法については、今後検討することとします。」との記載があります。 「本経営戦略の計画期間では資産維持費※33計上せず」とのことですが、その理由を回答していただきたい。	市民生活への影響を考慮しつつ、計画的に経費回収率の向上を図るため、3段階で改定を行う計画としています。1段階目の改定においては、基本使用料の増額により経営安定化を優先して実施するため、資産維持費を導入する時期や方法については今後検討することとします。	—	D
38	30~31頁 6. 投資・財政計画(収支計画) (2)投資・財政計画 図25収益的収支の推移 図26資本的収支の数位	「本計画期間における下水道事業全体の収益的収支の推移を下図に示し、資本的収支の推移を次頁に示します。」との記載があります。 図25の収入R15に「長期前受金」がありますが、これはどのような内容のものでしょうか、回答していただきたい。 図26の収入R15に「国県支出金」がありますが、これはどのような内容のものでしょうか、回答していただきたい。	図25の「長期前受金」については「長期前受金戻入」の誤植であり、修正させていただきます。 なお「長期前受金戻入」については、29ページにありますとおり、これまでに投資した資産の財源である国庫補助金や受益者負担金などを固定資産の減価償却費にあわせて収益として計上するものです。これは帳簿上の処理で、現金収入を伴わない収益です。今後投資する資産の財源についても同様に算定し、令和15年度の長期前受金戻入の見込額を計上しています。 また、「国県支出金」については、社会資本整備総合交付金など国や県から交付される補助金等です。令和15年度は下水道施設の改築・更新等に係る国からの社会資本整備総合交付金の見込額を計上しています。	図25中の「長期前受金」を「長期前受金戻入」に修正いたします。	A
39	48頁 6. 投資・財政計画(収支計画) (3)投資・財政計画に未反映の取組や 今後検討予定の取組の概要 1)投資についての考え方 ア 事業費の低減・平準化	「ストックマネジメント計画に基づき継続的に点検・調査を行って施設情報を蓄積し、定期的に計画の見直しを行うことで精度向上を図っていきます。」との記載があります。 日常生活において下水道は一日も欠くことができない、安城市役所でしか管理できないインフラです。大規模地震はいつ発生するかわかりません。致命的な施設の破壊に耐えうる耐震化から優先的に取り組んでいただきたい。	下水道施設の耐震化については、大規模地震の発生に際し、その被害を最小限にとどめるため、機能不全に陥ると社会的な影響の大きい、重要な幹線、緊急輸送路、避難所に接続する下水道施設等において、今後も計画的に実施し、令和9年度末までに概ね完了する予定です。	—	D
40	48頁 6. 投資・財政計画(収支計画) (3)投資・財政計画に未反映の取組や 今後検討予定の取組の概要 1)投資についての考え方 イ 下水道整備の予定	「新たな市街地整備事業などに伴い下水道を整備する場合は、適切に投資及び財源に反映します。」との記載があります。 「新たな市街地整備事業など」とありますが、これは第9次安城市総合計画で定められた以外の「市街地整備事業」と考えてよいのでしょうか、第9次安城市総合計画で定められた市街地整備計画は本経営戦略に反映済と考えてよいのでしょうか、回答していただきたい。	第9次総合計画に定めている三河安城駅周辺の土地区画整理事業に伴う下水道整備に係る人口、水量及び使用料収入の見込みについては本経営戦略に反映をしております。それ以外の市街地整備事業に伴う下水道整備については、現在のところ具体的な計画がないため反映しておりません。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	経営戦略への反映	意見区分
41	48頁 6. 投資・財政計画(収支計画) (3)投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 2)その他の経費についての考え方 ア 公民連携	「包括的民間委託など公民連携の取組の検討を進めていきます。令和5年度における業務の分析及び課題点・改善点の抽出を実施し、それをもとに連携手法や方針等の検討を進めています。今後は検討した連携手法に係る導入可能性調査などを実施し、さらに取組を進めていく予定です。また、国の示す、「管理・更新一体マネジメント方式※34」の導入可能性について検討を進めます。」との記載があります。現在は、安城市の直営事業を理解していますが、「包括的民間委託など公民連携の取組の検討を進めていきます。」とあります。どの程度のスケジュール感で検討進められるのでしょうか、回答していただきたい。少なくとも本計画期間内には検討結果の結論を出す、ということなのでしょうか、回答していただきたい。	包括的民間委託などの公民連携の導入可能性についての検討は、令和6年度において実施する予定です。その後の予定については、検討結果をもとに方向性を見極めて進めてまいります。	—	D
42	49頁 6. 投資・財政計画(収支計画) (3)投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 3)財源についての考え方 ア 接続率向上	「下水道未接続世帯に対する接続促進の取組について、より効果的な方法について調査・研究を行い、使用料収入を確保するよう努めます。」との記載があります。なぜ下水道未接続世帯が発生しているのでしょうか、その理由と具体的な対策を回答していただきたい。	下水道に接続されていない理由は、接続に必要な工事費用が調達できないなどの経済的理由や、近々建物の撤去、改築を予定している場合、空家等で汚水を流さない場合などがあげられます。また、下水道に対する認識不足も考えられます。このため、広報誌や市公式ウェブサイト、出前講座等の広報活動により下水道が果たす役割や下水道への接続の理解の促進を図ります。併せて未接続世帯に対して、これまでに引き続き文書による接続依頼を行うとともに、戸別訪問によるきめ細やかな対応により、接続促進を図ります。	—	D
43	48頁 6. 投資・財政計画(収支計画) (3)投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 2)その他の経費についての考え方 イ 広域化・共同化	「申請手続きのオンライン化や、使用料収入の対象とならない不明水の下水道への流入状況の調査などについて、近隣市町と共同で検討・実施することで事務費用の抑制や事務負担の軽減を図ります。」との記載があります。申請手続きは年間どれくらいの件数があるのでしょうか、申請件数によっては、費用対効果の面からメリットがあるので、費用に見合うだけの効果を見極めたうえで実施していただきたい。	本市の排水設備工事確認申請は年間1,000件程度です。これのみでは費用対効果が低いため、水道事業や他市と共同で発注し、スケールメリットを活かすことで費用の低減につながるものと考えています。また、申請のオンライン化は、事務負担の軽減により将来の技術職員の減少によるサービス低下を防ぐことや、申請のための車での移動の減少によるカーボンニュートラル推進にもつながるものと考えております。	—	D
44	48頁 6. 投資・財政計画(収支計画) (3)投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 2)その他の経費についての考え方 ウ 新技術の活用	「維持管理に係る業務の効率化を図るため、AI※35やRPA※36などの技術を活用することについて、他の自治体における事例の調査、研究を進めます。」との記載があります。「他の自治体における事例の調査、研究を進めます。」とのことで、具体的な先進事例があるのでしょうか、現在把握されている具体的な先進事例があれば、回答していただきたい。	現在のところ、本市で取り入れられる可能性のある先進事例は把握できておりませんが、情報収集に努め、調査・研究を行ってまいります。	—	D
45	48頁 6. 投資・財政計画(収支計画) (3)投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 2)その他の経費についての考え方 エ 社会情勢等の変化	「物価高騰など社会情勢等の変化があった場合には、適切に経費に反映し」との記載があります。図27に記載の使用料金の改定計画を上回る改定もありえる、図27に示された改定計画は最少の改定額ということでしょうか、回答していただきたい。	図27に示された改定計画は、これまでの実績や物価上昇率を考慮したうえで経費を見込み必要な使用料を算定しております。見込みを上回る社会情勢の変化があった場合には、適切に経費に反映し収支計画を見直す必要があり、第2段階以降においては、図27を上回る可能性もあるものと考えます。	—	D

番号	計画書の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	経営戦略への反映	意見区分
46	49頁 6. 投資・財政計画(収支計画) (3)投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 3)財源についての考え方 イ 資産の活用	「下水道施設について、広告媒体としての活用の可能性を検討します。施設用地について、下水道事業以外での使用による活用の可能性を検討します。」との記載があります。 「広告媒体としての活用の可能性を検討します。」とありますが、具体的にはどのような内容を検討されようとしているのでしょうか、回答していただきたい。 「施設用地について、下水道事業以外での使用による活用の可能性を検討します。」とありますが、具体的にはどのような内容を検討されようとしているのでしょうか、回答していただきたい。	下水道施設の広告媒体としての活用については、マンホール蓋を広告媒体として活用した広告事業を令和6年度から実施します。 施設用地の活用については、引き続き具体的な方法を検討していきます。	—	D
47	49頁 6. 投資・財政計画(収支計画) (3)投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 3)財源についての考え方 ウ 適正な使用料の設定	「22頁に掲載したとおり、2段階目以降の改定について、適切な使用料体系となるよう慎重に検討を進めていく予定です。資産維持費の導入について、導入時期や算定方法について検討を進めます。」との記載があります。 「適切な使用料体系」とありますが、具体的には、基本使用料と従量使用料の内訳及び従量使用料の内訳を言われているのでしょうか、回答していただきたい。	適切な使用料体系については、下水道使用料に占める基本使用料の割合のほか、従量使用料における累進率の設定(使用料が増えるほど単価が高くなる設定)についても検討が必要であると考えています。	—	D
48	50頁 7. 経費回収率の向上に向けたロードマップ 1頁 1. 経営戦略策定及び策定の趣旨 (1)背景と目的	「国土交通省事務連絡「社会資本整備総合交付要綱の改正について(令和2年3月31日)」及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」(令和2年7月21日)に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。」との記載があります。 「図27経費回収率の向上に向けたロードマップ」の計画期間には「中間」との記載があります。図1と図27の記載内容の表現の整合性を図っていただきたい。	図27中、「中間」との記載の意味が不明確であったため、記載を削除いたします。また、「開始」及び「最終」の記載についても図1の表記と合わせて削除いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、記載を削除いたします。	A
49	50頁 7. 経費回収率の向上に向けたロードマップ 経費回収率	「経費回収率の向上に向けて、維持管理の効率化を図るため、公民連携、ストックマネジメント、広域化・共同化などの取組を継続的に進めます。」との記載があります。 「公民連携」とありますが、具体的にはどのような内容についてどのような手順で「公民連携」を進められるのでしょうか、回答していただきたい。	48ページに公民連携についての考え方を示しています。 包括的民間委託や管理・更新一体マネジメント方式の導入可能性について検討を進めていく予定です。その後の予定については、検討結果をもとに方向性を見極めて進めてまいります。	—	D
50	50頁 7. 経費回収率の向上に向けたロードマップ 使用料の改定	「使用料の改定については、計画期間内に3段階で改定する計画とします。第1段階目の改定を令和7年度に予定し、そのための検討・準備、経営戦略改定を令和6年度までに行います。その後、3年間程度の間隔で2段階目、3段階目の改定を行うため、同様に検討・準備、経営戦略改定を行うこととします。これらの取組により、目指すべき方向性について検証のうえ、3年から5年を目安に見直しを行います。」との記載があります。 「目指すべき方向性について検証のうえ、3年から5年を目安に見直しを行います。」とのことですが、図27の経費回収率にあるように、R15までに経費回収率100%を達成するということでしょうか、回答していただきたい。	本経営戦略においては、図27に示すとおり令和15年度までに経費回収率100%に向けて取組を進めていく計画としております。 今後は、経営戦略改定を行う際に、目指すべき方向性について検証を行い、必要な見直しを行ってまいります。	—	D
51	50頁 7. 経費回収率の向上に向けたロードマップ 平均改定率	「平均改定率※37 平均改定率:現行使用料体系での使用料収入に対して、改定後の使用料体系で算定した場合に増加する使用料収入の比率」との記載があります。 例えば、R10約20%とありますが、R9に対してR10に平均すると、基本使用料と従量使用料の内訳は場別として、使用料が平均すると約20%上昇するということでしょうか、回答していただきたい。	平均改定率は、使用料改定を行う場合に、現行使用料体系での使用料収入に対して、改訂後の体系で算定した場合に増加する使用料収入の比率です。 したがって、令和9年度に対する令和10年度の割合ではなく、令和10年度の現行体系で算定した収入見込みに対して、20%収入を上昇させる料金体系とする必要があるということです。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	経営戦略への反映	意見区分
52	51頁 8. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 図28下水道経営戦略におけるPDCAサイクル	「PDCAサイクル(計画→実施→検証→改善)に基づき、毎年度、計画の進捗状況を把握し、経営比較分析表の経営指標などにより、目指すべき方向性について検証のうえ、3年から5年を目安に見直しを行います。」との記載があります。 「目指すべき方向性について検証のうえ、3年から5年を目安に見直しを行います。」とのことですが、「目指す方向性」とはこのような内容を指すのでしょうか、目標や推進日程も含まれるのでしょうか、「目指すべき方向性」の内容が極めて曖昧であると思いますので、具体的にどのような内容を指すのか、ご回答していただきたい。	「目指すべき方向性」の内容については、26ページの「経営の基本方針」、27ページから29ページまでの投資・財政計画の「策定にあたっての説明」における「投資の目標」及び「財源の目標」などを指します。 毎年度、投資・財政計画と実績の乖離を検証するとともに、経営比較分析表などにより経営状況の把握を行うことで、経費回収率向上に向けた取組等の内容についても検証し、必要に応じて見直しを行い、投資・財政計画に反映することが必要であると考えています。	—	D
53	51頁 8. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	「計画(Plan)から始まるこのサイクルは、計画の立案に時間がかかってしまう場合があるため、目まぐるしく変化する社会経済情勢の中で、実施(Do)から始まるDCAPサイクルを進めるなど、臨機応変な対応に努めてまいります。」との記載があります。 図28には組織の記載がありませんが、審議会は本経営戦略発行後、廃止されるのでしょうか、あるいは、発行後も審議会は設置され、毎年度の計画の進捗を検証されるのでしょうか、回答していただきたい。また、誰がどのように図28のサイクルを管理されるのでしょうか、図28に記載していただきたい。	水道事業及び下水道事業審議会は、令和4年度に設置された附属機関で、水道事業及び下水道事業の運営及び経営に関する事項の調査審議を担任事務としており、委員の任期は2年と定められています。今回の経営戦略見直し後も、計画の進捗の検証を含めた担任事務について審議会において審議を行ってまいります。 また、図28のサイクルの管理方法の記載については、今後経営情報について広く公表、周知していくうえでの参考とさせていただきます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
54	51頁 8. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 経営情報の公表	「開かれた下水道経営とするため、これらの経営情報については、広報あんじょうや市公式ウェブサイトなどで広く公表することに努めます。」との記載があります。 毎年度の計画の進捗状況を市公式ウェブサイトでご公表していただきたい。	水道事業及び下水道事業審議会において、計画の進捗の検証を行った際には、その議事内容について市公式ウェブサイトでご公表いたします。 そのほか、各年度の下水道事業の決算書類や下水道事業の概況や経理の状況について説明する「業務状況報告書」についても、市公式ウェブサイトでご公表しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
55	1頁 1. 経営戦略策定及び策定の趣旨 (1)背景と目的 独立採算制	私は下水道など、公共性のある事業は独立採算や民営化にはなじまないと考えています。それが一見行政の無駄をカットして市民負担が減るように見えても、採算を重視するあまり、最後は値上げや必要なサービス切り捨て、コスト優先の合理化につながると思うからです。JRも民営化で、地方路線が「不採算」として廃線になり、市民のくらし置き去りになっています。 能登の地震では下水道が液状化や耐震の遅れで復旧の遅れがでていと聞きます。公共事業を民営化して予算や人員をカットすれば、この地方で想定される地震被害に対処できるか大変不安です。	地方公営企業である下水道事業は、地方財政法及び地方公営企業法の規定に基づき、使用料収入をもって経営を行う「独立採算制」を基本原則としています。下水道は下水道処理区域内においてのみ使用することができ、市民全員が利用できるものではありません。このため下水道サービスを受ける方が、その対価として受益の程度に応じてご負担をお願いせざるを得ません。現在の経営は、一般会計からの基準外繰入金に依存している状態です。基準外繰入金の財源は市税であり、市民全員が使えるわけではない下水道の経費に充てることは市税の使い方として課題の一つと考えています。 一方で下水道事業は公共性の高い事業であるため、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、その経営にかかる場合もあります。これらの経費については、国が定める基準に基づき一般会計等が負担するものとされています。この基準に基づき一般会計から基準内繰入金を繰り入れていきます。 また、独立採算制を達成するためには、効率的な事業運営が必要であり、その手法の一つとして公民連携が挙げられますが、事業を民営化することは検討しておりません。市の責任の下、地方公営企業として適切な経費負担により「経済性」と「公共性」の両方を追求し、持続可能で安定した下水道サービスの提供に努めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	経営戦略への反映	意見区分
56	22頁 4. 将来の事業環境 (3) 使用料収入の予測 工 使用料改定案 26頁 5. 経営の基本方針 経営方針	すでに22ページ、26ページには基本料金に続いて、将来使用料に値上げが想定されています。諸物価があがり、年金や給与が目減りしている中で将来の市民負担増も不安です。 国からの事務連絡で国の示した基準に該当する場合は国の交付金を配分しないという通達がでていたと聞きましたが、市には市民の立場にたって市政を自律的に運営する立場をぜひとも堅持して頂きたいと思えます。	ご指摘のとおり、国からの事務連絡により令和7年度以降の社会資本整備総合交付金の交付要件及び重点配分要件が厳格化され、経費回収率向上に向けた一定の基準を満たす取組を行っていない団体については、不交付又は減額されることが示されました。国の交付金を活用しない場合、市税を財源とする一般会計繰入金を増額せざるを得なくなり、一般会計で実施する他の施策に使える市税が減少することにつながってまいります。このことから、経費回収率向上に向けた取組が必要であると考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
57	22頁 4. 将来の事業環境 (3) 使用料収入の予測 工 使用料改定案	「基本使用料割合が全国平均である30%以上となるよう、450円/1か月(税抜)から700円/1か月(税抜)への改定」とあるが、基本使用料の値上げは年収の低い家庭にとってより厳しく生活にひびくものである。そもそも国がいつている30%という数字には根拠がない、全国平均にあわせる必要もない。基本使用料を多くしなくても、従量使用料によって収入が得られれば良い。基本使用料によって収入を安定化しようとする考えは、昔の悪税：人頭税のような考えである。 下水使用量は水道使用量と比例しており、水道は最も重要はライフラインである。そのため生活が苦しい家庭に配慮した料金体系にするべきであるので、基本使用料は低く抑えるのが望ましい。よって450円/1か月に据え置くべきである。独立採算制を取らず、不足分には市税を有効利用して市民の生活を支えるべきである。	基本使用料が低いと経営は不安定となり、今後老朽化が進んでいく下水道施設の維持管理を計画的に実施できなくなるという懸念もあります。持続可能で安定した下水道サービスを提供し続けるために、一定以上の基本使用料割合を確保する必要があると考えています。 また、市税の利用に関しましては、下水道は下水道処理区域内においてのみ使用することができ、市民全員が利用できるものではありません。このため下水道サービスを受ける方が、その対価として受益の程度に応じてご負担をお願いせざるを得ません。現在の経営は、一般会計からの基準外繰入金に依存している状態です。基準外繰入金の財源は市税であり、市民全員が使えるわけではない下水道の経費に充てることは市税の使い方として課題の一つと考えています。これらのことから、様々な取組を行ってもなお不足する財源については下水道使用料の改定が不可欠であると考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
58	25頁 4. 将来の事業環境 (6) 組織の見直しについて	人員を減少させるように書かれているが、専門的知識を市役所が維持しないと、災害等不測の事態に対処できなくなるので、慎重に対処してほしい。	日常の業務に必要な人員と災害対応に必要な人員を十分に検討し人員配置をしていきます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
59	48頁 6. 投資・財政計画(収支計画) (3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 2) その他経費についての考え方 ア 公民連携	包括的民間委託を進めていくとあるが、重要なライフラインである下水道事業は民間委託に適さない。諸外国の事例でも失敗が繰り返されており、重要なライフラインは公共が担うべきである。	下水道は公共性が高い重要なライフラインであり、事業を民営化することは検討しておりません。 将来的な技術職員減少等に伴う下水道サービス低下を防ぐため、包括的民間委託や管理・更新一体マネジメント方式など民間事業者の創意工夫やノウハウの活用による効率的な事業運営の検討を今後進めていく予定です。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
60	1頁 1. 経営戦略策定及び策定の趣旨 (1) 背景と目的	「国は令和8年度末までに下水道の整備を完了することを目指し、整備の時代から維持管理の時代への移行を推進しており、本市においても令和7年度末までに下水道の整備を完了する予定です。」 上記に対して、ひとつ質問をします。 質問 安城市は、国の下水道整備方針に従って、令和7年度末までに下水道整備を完了するとのことですが、このことは、令和8年度以降にも工場建設、宅地開発など新たな需要が生じても、対応できない地域は生じないと理解してよろしいのでしょうか。	地方公営企業である下水道事業は、地方財政法及び地方公営企業法の規定に基づき、使用料収入をもって経営を行う「独立採算制」を基本原則としています。このため、ご指摘のような新たな市街地整備事業に伴う下水道整備については、重要性や採算性を考慮するなど、合理的な判断による事業の選択を考えていく予定です。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	経営戦略への反映	意見区分
61	1頁 1. 経営戦略策定及び策定の趣旨 (1) 背景と目的	「将来的には人口減少や節水意識の向上などにより使用料収入が減少することが想定されます。」 上記に対して、以下2つの質問をしたうえで、所見を述べます。 質問1 安城市の人口減少率は西三河8市の中では豊田市に次いで2番目に多くなっているようです。このような時期に下水道料金の値上げは人口減少の加速につながる可能性はありませんか。 質問2 市は人口減少の要因をどのように分析していますか。 所見 安城市には給食費の無償化、高校生まで入院を含めた医療費の無料化など進んだ施策があります。人口減対策としてこのような優れた施策を対外的に宣伝することが必要だと思えます。また、交通の利便性を高めることで人口増の可能性があり。千葉県流山市は鉄道新線の開通により大幅な人口増が続いています。交通に関しては三河安城駅の快速停車の要望、あんくるバスの利便性向上等が考えられます。その他、人口減少を押しと止める可能性のある施策を市全体として考えてほしいものです。	質問1につきまして、本市の下水道使用料は全国的に見て非常に低い水準であり、近隣市の中では最も低い水準です。1段階目の改定で基本使用料を250円/月増額しても全国や近隣市と比較して低い水準であるものと考えています。そのため、人口減少の加速に大きな影響を与えるとは考えておりません。 質問2につきましては、自然増減(出生と死亡)は、まだ増加傾向にありますが、社会増減(転入と転出)は、令和2年以降は転出者が転入者を上回る社会減となり、人口増加から減少に転換する要因となっています。令和2年以降は、10代、20代の世代が、転出超過に転じています。	—	D
62	1頁 1. 経営戦略策定及び策定の趣旨 (1) 背景と目的	「下水道サービスは、将来にわたって安定的に提供する必要があります。そこで、独立採算制を原則とする地方公営企業である下水道事業の経営の健全化を図るため、令和2年度に経営戦略(計画期間:令和3年度～12年度)を策定しました。」 上記に関して所見を述べたうえで質問します。 所見 経営の健全化は大切なことですが、それによって市民の負担が大きくなるようでは本末転倒であると思います。高齢化社会の進行によって、年金のみで生活せざるを得ない高齢者は増えているはずで、社会福祉予算の削減は、市と直接関係はありませんが、市民には大きな負担となっています。月10万円足らずの年金をもらっている人は少なくない現状をご賢察ください。 質問 一般会計から法定基準外の繰り入れを継続するとどれほどの補助金が減らされるのか、推定額を教えてください。	いただきました所見につきましては、生活に必要な一般家庭における排水に係る使用料の負担が過度に大きくならないよう、使用料体系の検討を進めてまいります。 ご質問に関しましては、国からの事務連絡により令和7年度以降の社会資本整備総合交付金の交付要件及び重点配分要件が厳格化され、経費回収率向上に向けた一定の基準を満たす取組を行っていない団体については、不交付又は減額されることが示されました。経営戦略に経費回収率の向上に向けたロードマップを記載することで交付要件は満たすこととなりますので、本経営戦略が施行・公表されれば不交付になることはありません。しかし、経費回収率が低いにも関わらず長年使用料改定を行っていない場合など、重点配分要件を満たさない場合、交付額が減額されることになり、その影響額は令和9年度までの総額で最大4億円程度と見込んでいます。	—	D
63	全頁 年度表示について	年度表示の多くが和暦表示になっている一方、23ページ以降の多くは和暦と西暦の併記になっています。 長期間の表示が和暦では理解できません。年度表示は全て和暦と政令を併記してください。	図表において長期間の表示のある場合は、和暦と西暦の併記とします。	図表において長期間の表示のある場合は、和暦と西暦の併記とします。	A

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	経営戦略への反映	意見区分
64	1頁 1. 経営戦略策定及び策定の趣旨 (1)背景と目的 5頁 2. 事業の概要 事業の現状 2)供用開始・法適用 26頁 5. 経営の基本方針 経営方針	地方公営企業法を適用するのは問題、適用すべきでないと考えます。なぜなら地方公営企業法第2条は、適用事業を規定していますが、下水道事業は含まれていません(経営戦略も5ページ説明欄で「法の適用は任意」と説明している)。さらに下水道事業は、健康で文化的な生活や環境保全などからも無くしてはならない都市施設です。独立採算制を原則とすれば、際限ない使用料の引き上げとなるでしょう。 20ページでは、「施設の老朽化対策、景気変動や大規模災害への備え、将来的な人口減少や水需要の減少が見込まれる中で、使用料の改定が不可欠な状況」と述べていますが、節水意識や器具などで水需要が減少することは評価すべきことです。現在の情勢のもとでは人口減少も続くことでしょう。これらの要因で使用料が引き上げられることは、一市民として容認できません。 資本的収支では一般会計からの出資金を増やすこと、使用料についても一般会計からの補助金を増やすことなどで市民生活を守る事業運営をしていただきたいと思えます。 下水道事業の供用開始に当たって使用料を決定した当時、独立採算制の立場は採らなかったと思えます。 国土交通省や総務省などが種々、通達などを出しているようですが、自治権を最大限、尊重する立場に立っていただくこと、現場の課題・実態等を国に対して協力を発信していただき、地方自治・住民自治を尊重した運営に努力していただきたい。	ご指摘のとおり、地方公営企業法の適用については、下水道事業においては任意となっています。しかし、地方公営企業法の財務規定の適用により、経営状況の明確化・透明化や経営の効率化・合理化が可能となるため、令和元年に地方公営企業会計へ移行を行いました。なお、地方公営企業法の適用の有無にかかわらず、地方財政法の規定により下水道事業は独立採算制を原則とすることが定められています。 これまで、計画区域の見直しや組織の一部統合などによる様々な経費削減の取組を行っており、今後は公民連携、ストックマネジメント、広域化・共同化の取組など、効率的な事業運営のための取組をさらに進めていく予定です。 下水道は下水道処理区域内においてのみ使用することができ、市民全員が使用できるものではありません。このため下水道サービスを受ける方が、その対価として受益の程度に応じてご負担いただくざるを得ません。現在の経営は、一般会計からの基準外繰入金に依存している状態です。基準外繰入金の財源は市税であり、市民全員が使えるわけではない下水道の経費に充てることは市税の使い方として課題の一つと考えています。 これらのことから、様々な取り組みを行ってもなお不足する財源については下水道使用料の改定が不可欠であると考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
65	22頁 4. 将来の事業環境 (3)使用料収入の予測 工 使用料改定案 「基本使用料」「従量使用料」	第1段階で基本使用料を「450円を700円」にすること、2段階目以降の従量使用料について「基本使用料の更なる改定に加え、従量使用料の改定を実施する計画案」と述べられています。 23ページの「使用料収入の予測」グラフによると、基本使用料が250円引き上げられる2025年度の使用料収入は、1,695,281千円、基本・従量両使用料が引き上げられる第2段階・2028年度は、2,164,141千円、第3段階・2031年度は、2,310,121千円と予測されています。 2031年度の2,310,121千円は、2024年度使用料収入より786,879千円も増収になる予測です。 現在、我が国の実質賃金は増えるどころか、30年前の水準にまで落ち込んでいます。 下水道使用料の引き上げは、市民の暮らしを直撃することは明らかです。 独立採算とする方針を転換し、使用料の引き上げを中止する経営戦略にしていただきたい。	下水道は下水道処理区域内においてのみ使用することができ、市民全員が使用できるものではありません。このため下水道サービスを受ける方が、その対価として受益の程度に応じてご負担いただくざるを得ません。現在の経営は、一般会計からの基準外繰入金に依存している状態です。基準外繰入金の財源は市税であり、市民全員が使えるわけではない下水道の経費に充てることは市税の使い方として課題の一つと考えています。 なお、下水道使用料の急激な増額は市民生活への影響が大きいため、その影響を考慮し段階的に改定していくこととしております。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
66	24頁 4. 将来の事業環境 (4)一般会計繰入金の予測	「資本的収支は…令和7年度の面整備事業完了に伴い基準外繰入金が増加していく見込み」とされていますが、今後、耐震工事等が実施されます。これらの工事については、一般会計からの出資金を増やしていただくことを経営戦略に盛り込んでください。	ご指摘のとおり、今後は耐震化や老朽化対策に係る工事を予定しています。本経営戦略の計画期間において実施予定のこれらの工事費については、現行案における出資予定額内で実施できる見込みです。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	経営戦略への反映	意見区分
67	26頁 5. 経営の基本方針 経営方針 48頁 6. 投資・財政計画(収支計画) (3)投資・財政計画に未反映の取組や 今後検討予定の取組の概要 2)その他の経費についての考え方 ア 公民連携	維持管理の効率化として「公民連携による取り組みの検討をすすめます」(26ページ)その他の経費のついての考え方として「管理・更新一体マネジメント方式の導入可能性について検討を進めます」(48ページ)と述べられています。 利益を最優先する民間企業に下水道事業の管理・更新を委ねるべきでないと考えます。 水道事業の民営化が行われたヨーロッパなどでは、再公営化の流れになっています。 補助金交付で替えて水道PPPをすすめようとする国のやり方について、改めるよう強気に働きかけていただきたい。	下水道は公共性の高い重要なライフラインであり、事業を民営化することは検討しておりません。 将来的な技術職員減少等に伴う下水道サービス低下を防ぐため、包括的民間委託や管理・更新一体マネジメント方式など民間事業者の創意工夫やノウハウの活用による効率的な事業運営の検討を今後進めていく予定です。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C